

住まいの再建 ガイドブック

嘉 島 町

□ 目 次 □

㊦あなたが受給できる支援金の申請を忘れていませんか？

- ・り災証明書で 全壊・半壊 の世帯・・・ページ1
- ・り災証明書で 大規模半壊 の世帯・・・ページ2
- ・宅地の復旧工事を行う世帯・・・ページ6～7

㊦あなたが受給できる義援金の申請を忘れていませんか？

- ・り災証明書で 全壊・大規模半壊・半壊 の世帯・・・ページ5
- ・り災証明書で 一部損壊 の世帯で
住宅の対象となる修理費用が100万円以上の世帯・・・ページ5
- ・り災証明書で 一部損壊 もしくは、り災証明書を取っていない世帯で
住宅の対象となる修理費用が30万円以上の世帯・・・ページ5

㊦住宅を建設・購入・補修するための費用の融資を受けようと考えていますか？

- ・り災証明書で 全壊・大規模半壊・半壊 の世帯・・・ページ3、4、6、9、10
- ・二重ローンへの対策を考えている世帯・・・ページ6、9、10
- ・母子父子寡婦世帯・・・ページ7
- ・低所得、高齢者、障がい者世帯・・・ページ7、9、10

㊦参考資料

- ・新築に利用できる国の制度・・・ページ8

㊦その他

- ・木造住宅の耐震診断・・・ページ11
- ・くまもと型復興住宅・・・ページ11
- ・畳のプレゼント・・・ページ11

あなたが受給できる支援金の申請を忘れていませんか？

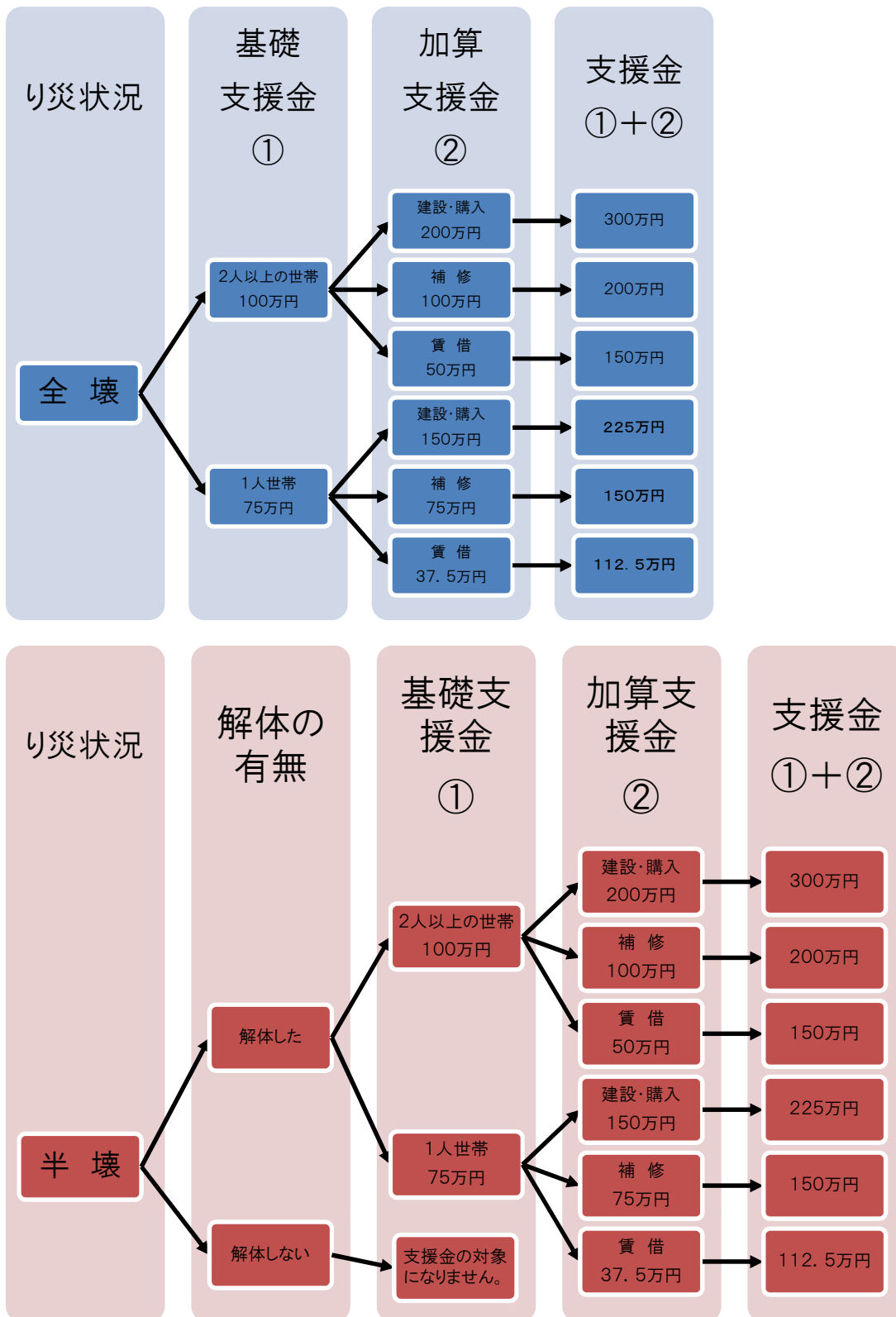
住宅を建設・購入・補修及び賃貸住宅に入居するための資金の給付を受ける。

◆被災者生活再建支援制度

住宅が全壊した世帯、あるいは半壊でやむなく解体した世帯、大規模半壊世帯は支給の対象となります。

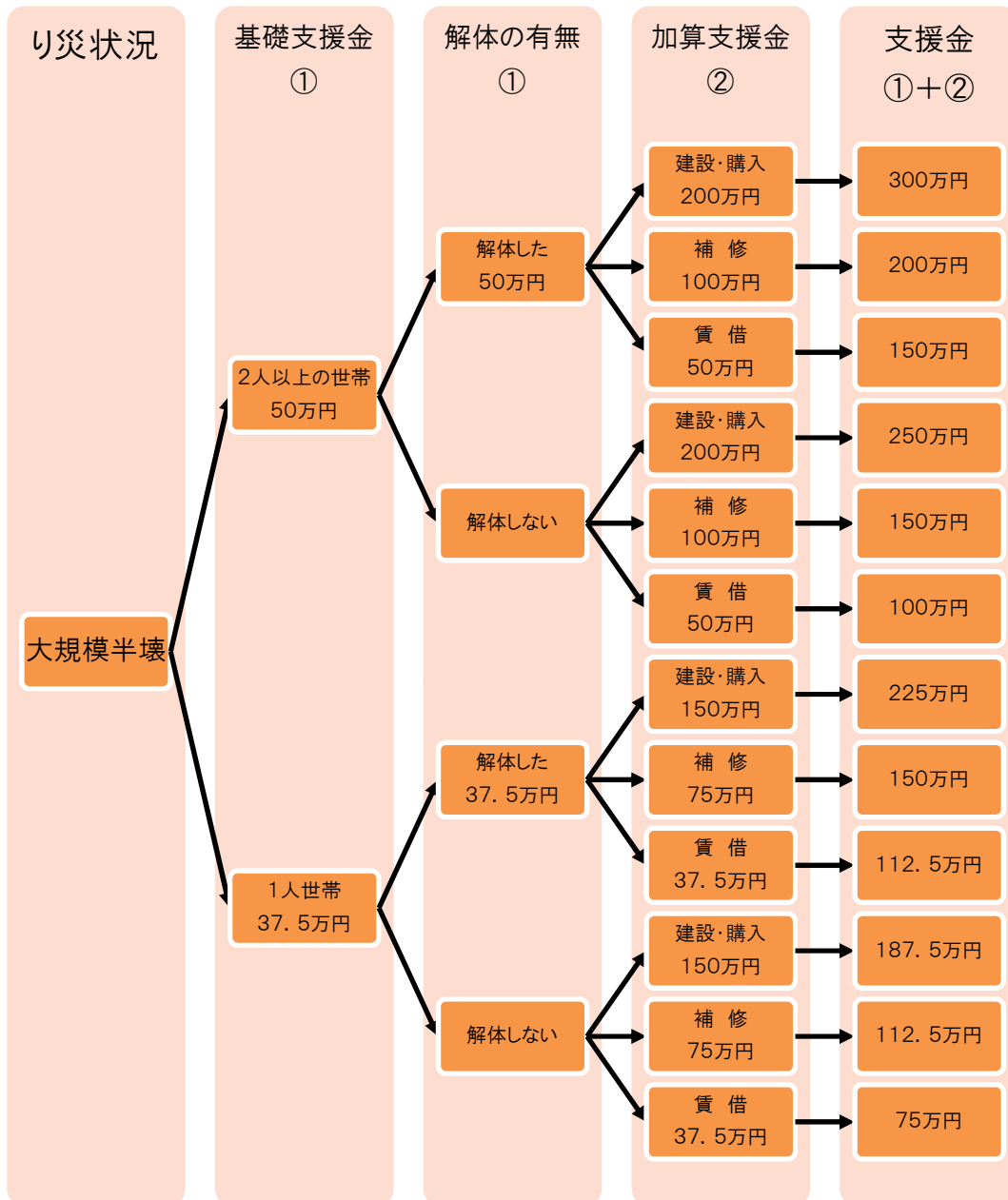
支給される支援金額は世帯人数、住宅の被災程度と住宅の再建方法に応じて異なり、以下の表のとおりとなります。

◇支援金の支給額



あなたが受給できる支援金の申請を忘れていませんか？

住宅を建設・購入・補修及び賃貸住宅に入居するための資金の給付を受ける。



◇必要書類

- 基礎支援金
- ・り災証明書
 - ・解体証明書もしくは滅失登記簿謄本
※半壊、大規模半壊で解体された世帯
 - ・世帯主名義の預金通帳の写し

- 加算支援金
- ・建設、購入、補修、賃借等の契約書の写し

◇申請期限

- 基礎支援金 平成30年5月13日
加算支援金 平成31年5月13日

住宅を建設・購入・補修するための費用の融資を受けようと考えていますか？

住宅を建設・購入・補修するための資金を借りる。

◆災害復興住宅融資

被災された方(全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明」を交付されている方)で、ご自分が居住するために住宅を建設・購入及び補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。また、整地資金についても融資を受けることができます。

- ☆ 借入金額や償還期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件(面積要件など)があります。
- ☆ ご高齢の方の住宅再建を支援する制度(親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度)があります。

◇融資金利は？【平成29年6月19日現在】

●建設・購入の場合

基本融資額	年 0.55%	※お申込時の金利が適用される「全期間固定金利」です。
特例加算額	年 1.45%	※融資金利は、原則として毎月改定します。

◇融資限度額は？

●建設の場合

【震災前と同じ場所で新築する場合】

基本融資額		特例加算額
建設資金	整地資金	建設資金
1,650万円	440万円	510万円

※ 所要額(建設費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。

【震災前と異なる場所で新築する場合】

基本融資額			特例加算額
建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金
1,650万円	970万円	440万円	510万円

※ 所要額(建設費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。

●購入の場合

住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
新築住宅		2,620万円	510万円
リ・ユース (中古)住宅	リ・ユース(中古)住宅	2,320万円	
	リ・ユース(中古)マンション		
	リ・ユース(中古)プラス住宅 リ・ユース(中古)プラスマンション	2,620万円	

※ 所要額(購入費)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。

●補修の場合

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
730万円	440万円	440万円

※ 整地資金と引方移転資金の両方の基本融資額を利用する場合は、合計で440万円が限度となります。

※ 所要額(補修費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。

住宅を建設・購入・補修するための費用の融資を受けようと考えていますか？

住宅を建設・購入・補修するための資金を借りる。

◇返済期間は？

申込区分	構造	最長返済期間	備考	
建設 新築住宅購入 (10年以上1年単位)	耐火・準耐火・木造(耐久性)	35年以内	融資の契約の日から3年以内の元金据置期間を設定できます。返済期間は据置期間分延長されません。	
	木造(一般)	25年以内		
リ・ユース(中古) 住宅購入 (10年以上1年単位)	リ・ユース(中古)プラス住宅	35年以内		
	リ・ユース(中古)住宅	25年以内		
	リ・ユース(中古)プラスマンション	35年以内		
	リ・ユース(中古)マンション	25年以内		
補修 (1年以上1年単位)	20年以内			返済期間内で、融資の契約の日から1年間の元金据置期間を設定できます。返済期間は延長されません。

- ※ 完済時年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。
- ※ 元金据置期間の設定に伴い返済期間を延長した場合も、完済時年齢の上限は80歳です。
- ※ 元金据置期間中は、元金の返済は行わず、利息のみの支払になります。

◇利用するためには？

●「り災証明書」を交付されている方

建設 新築住宅購入 リ・ユース(中古)住宅購入	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けている方(「一部損壊」は除きます。)。 ※ 住宅が「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、「り災証明書」(写)のほか、「住宅の被害状況に関する申出書」により、被災住宅の修理が不能または困難であることを申出いただいた場合は、申し込むことができます。
補修	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方

●ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修する方

●年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率基準	30%以下	35%以下

●日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方

☎ 問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)
0120-086-353(通話料無料)

あなたが受給できる義援金の申請を忘れていませんか？

◆義援金

◇熊本県配分義援金

被災者を支援するために、国内外から県及び日本赤十字社、共同募金会に寄せられた義援金を、配分委員会によって配分を決定し、市町村を通じて被災者に支給するものです。

●配分対象・基準額

- 全壊 80万円
- 大規模半壊または半壊 40万円
- 一部損壊 10万円(住宅の対象となる修理・工事費用が100万円以上の世帯)
- ※ 対象となる修理・工事の範囲は表1の通りです。

●必要書類

- ・り災証明書の写し
- ・世帯主名義の通帳(またはキャッシュカード)
※振込みは世帯主名義の口座に限られます。
- ・申請に来られた方の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)
- ・修理、工事の領収書 ※一部損壊世帯のみ
- ・修理、工事の明細書(工事内容がわかるもの) ※一部損壊世帯のみ
- ・委任状 ※申請者と別世帯の方が申請される場合

●申請期限

平成30年3月30日(金)

◇嘉島町配分義援金

嘉島町に対して寄せられた義援金を配分して支給するものです。

●配分対象・基準額

- 住宅の対象となる修理・工事費用が30万円以上50万円未満の世帯 3万円/1世帯
- 住宅の対象となる修理・工事費用が50万円以上100万円未満の世帯 5万円/1世帯
- ※ 熊本県配分義援金の対象者及びすでに義援金の申請、受領をされた方は対象とはなりません。
- ※ 対象となる修理・工事の範囲は表1の通りです。

●必要書類

- ・世帯主名義の通帳(またはキャッシュカード)
※振込みは世帯主名義の口座に限られます。
- ・申請に来られた方の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)
- ・修理、工事の領収書
- ・修理、工事の明細書(工事内容がわかるもの)
- ・委任状 ※申請者と別世帯の方が申請される場合
- ※ り災証明書は必要ありません。

●申請期限

平成30年3月30日(金)

◇修理・工事の対象範囲 (表1)

対象となる 工事箇所・部分	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開口部(ガラス・鍵の交換も含む) ・上下水道、電気、ガス等の配管・配線、給排気設備(換気扇等) ・衛生設備(便器、浴槽等) ・給湯設備(電気温水器等) ★ 上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象とはなりません。
対象外とする 工事箇所・部分	<ul style="list-style-type: none"> ・内装(間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳) ・外構(門、車庫、カーポート、塀、柵等) ・家電製品

住宅を建設・購入・補修するための費用の融資を受けようと考えていますか？

◆住まい復興支援制度(日本財団わがまち資金)

地震により住まいを失った、若しくは住むことができなくなった被災者が、住宅の再建、購入等に必要となる資金の借入をする際の負担を軽減する制度です。

平成29年度の住まい復興支援制度(日本財団わがまち資金)の募集に際しては、「くまもと型復興住宅」または「品確法に基づく耐震等級3の住宅」について、各募集戸数のうち、毎回100戸の優遇枠が設定されています。

- 対象となる借入
「半壊」以上のり災証明書の交付を受けた人が、熊本県内にて主たる住宅を建設・購入する際に必要とする資金
- 支援内容
借入によって生じる利息の無利子化(利子補給上限100万円)
- 平成29年度募集期間・件数

	受付期間	募集戸数	(うち、優遇枠)
第1回	H29.5.10(水)～6.20(火)	約 280戸	100戸
第2回	H29.8.21(月)～ 9.22(金)	約 250戸	100戸
第3回	H29.11.1(水)～11.30(木)	約 200戸	100戸

☎ 問合せ先 一般財団法人 熊本県建築住宅センター(総務企画課) 096-385-0771

◆住宅再建支援(二重ローン対策)事業

住宅の既往債務(住宅ローン)を有する被災者が、住宅の新築・購入、補修、宅地購入等を行うにあたり、新たに借入を行った場合について、被災住宅に係る既往債務残高の利子相当額を対象として補助を行う事業です。

- 補助の対象要件(次の①～④の全てに該当する方)
 - ① 熊本県内の自ら居住していた住宅が、熊本地震により被災し、発災(平成28年4月14日)以前からその被災住宅に係る既存に住宅ローンを有している方。
 - ② 熊本県内に自ら居住する住宅の再建のために、300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方
 - ③ 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で、①の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方。
 - ④ 課税所得金額が780万以下の者(同一世帯内で最も所得が高い人の所得金額)
- 補助金額
被災家屋の既往債務に係る利子相当額(上限額50万円)

☎ 問合せ先 熊本県住宅課 096-333-2547

あなたが受給できる支援金の申請を忘れていませんか？

◆被災宅地復旧支援事業

熊本地震で被災した被災者等の負担軽減を図り生活再建を支援するために、被災者等が行う宅地の復旧工事等に要する経費の一部を支援するものです。

◇対象となる工事

- 復旧工事
被災宅地の原形復旧を基本とした次に掲げる工事(構造基準を満たすものへの変更含む)

※ページ7に続く

あなたが受給できる支援金の申請を忘れていませんか？

- ・のり面の復旧工事
- ・擁壁の復旧工事(旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む)
- ・地盤の復旧工事(陥没への対応工事を含む)

●地盤改良工事

液状化の再度災害防止のための住宅建屋下の地盤改良工事

●住宅基礎の傾斜修復工事

住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を修復する工事(ジャッキアップ等)

◇支援額と個人負担額

支援額は、50万円を控除した額に対して3分の2を乗じた額となります。なお、対象工事費が1,000万円を超えた場合は、支援額は一律633.3万円です。支援金の申請は1宅地1回となります。

工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	800万円	1,000万円
個人負担額	50万円	66.7万円	100万円	200万円	300万円	366.7万円
支援額	0円	33.3万円	100万円	300万円	500万円	633.3万円

☎ 問合せ先 嘉島町役場建設課管理係 096-237-2619

住宅を建設・購入・補修するための費用の融資を受けようと考えていますか？

◆母子父子寡婦福祉資金(貸付金)

ひとり親家庭等を対象とした住宅資金の貸付制度があります。

【利子】1.0%(ただし連帯保証人を確保すれば無利子)

貸付金の種類	対象	貸付限度額	据置期間 償還期限
住宅資金	住宅の建設、購入、補修、増改築等の経費	200万円 (災害特例)	貸付の日から6ヶ月 ※災害時は7年以内
転宅資金	住居移転時の必要な資金(敷金等)や特に必要と認められる運送費	26万円	貸付の日から6ヶ月 3年以内

☎ 問合せ先 上益城地域振興局福祉課 096-282-0215

◆生活福祉資金(特例貸付) 低所得・高齢者・障がい者世帯等

低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等の方は、「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」について、資金の貸し付けを受けることができます。

貸付限度額	① 住宅の補修・保全等のための資金:250万円以内 ② 災害を受けたことにより臨時に必要な経費(生活費は除く):150万円以内
貸付条件	○ 返済の据置期間:貸付の日から2年以内(特例貸付):通常6か月 ○ 返済期間:据置期間終了後20年以内(特例貸付):通常7年 ○ 貸付金利:無利子(連帯保証人ありの場合)又は1.5%(連帯保証人なしの場合)

☎ 問合せ先 熊本県社会福祉協議会民生課 096-324-5475

◆住宅確保要配慮者あんしん住居推進事業

高齢者、障害者、子育て世帯のための賃貸住宅情報については、「住宅確保要配慮者あんしん住居推進事業」のホームページで閲覧することができます。

参考資料

◆新築(建替え)に利用できる国の制度

(1)地域型住宅グリーン化事業

- 地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅等の整備や、これと併せて行う三世同居への対応等に対して支援が行われます。

【事業概要】(持家を建設・購入する場合の補助対象要件等)

	該当事項
要件	補助対象となる生産者グループの要件、木造住宅の性能等の要件が設定されています。個々の要件は、ホームページ等で確認ください。
補助事業者	事前に地域型住宅グリーン化事業で採択された住宅生産者グループ内の中小住宅生産者
補助対象	長寿命型、高度省エネ型、優良建築物型の基準に適合する木造住宅・建築物
補助限度額	○「長期優良住宅」「認定低炭素住宅」「性能向上計画認定住宅」：(100万円/戸) ○「ゼロ・エネルギー住宅」：(165万円/戸) ○「認定低炭素建築物」など一定の良質な建築物：(1万円/m ²)
補助加算額	○「長寿命型」、「高度省エネ型基準」に適合し、次の要件を満たす木造 1) 地域加算 主要構造部の過半の地域材を使用する場合：(加算20万円/戸) 2) 三世同居 キッチン・浴室・トイレ又は玄関のうち、いずれか2以上を住宅内に複数箇所設置する場合：(加算30万円/戸)

■補助金交付に必要な手続

- 平成29年度以降の募集については、事務局HP (<http://chiiki-gm.jp/>) 等でご確認ください。
- 建設事業者等への補助となりますので、詳しくは建設事業者等又は事務局へご相談ください。

■問合せ先 地域型住宅グリーン化事業評価事務局 電話：03-3560-2886

(2)住宅ストック循環支援事業【エコ住宅への建替え】(国土交通省)

- 自ら居住する住宅(購入して居住するものを含む)で、耐震性のない住宅を除却して、「エコ住宅」に建て替える場合に、建設費用に対する補助を受けることができます。
- 平成23年以降に発生した災害で被災し、次のいずれかに該当する住宅を再建する場合は、上記の建替えとみなして補助対象とする措置が講じられています。

イ) 全壊した住宅

ロ) 大規模半壊又は半壊し、かつ、公費解体した住宅

【事業概要】(持家を建設・購入する場合の補助対象要件等)

	該当事項
要件	耐震性を有しない住宅(旧耐震基準で建築された住宅)を除去すること エコ住宅に建て替えること(年齢制限なし)
補助事業者	建設業者(注文住宅の場合)、宅建業界(分譲マンション)
補助対象	エコ住宅の建設
補助限度額	30万円/戸 (認定長期優良住宅やさらに省エネ性能の高い住宅の場合は、40万円/戸、又は50万円/戸)
補助加算額	50万円/戸

※事業の内容については、事務局ホームページ (<https://stock-jutaku.jp/>) をご覧ください。

■補助金交付に必要な手続

- 補助金を受け取るためには、平成29年3月31日までに補助事業者等の登録を行い、同年6月30日までに交付申請が必要となります。
- 建設事業者等への補助となりますので、詳しくは建設事業者等又は事務局へご相談ください。

■問合せ先 住宅ストック循環支援事業事務局 電話：0570-069-888

参考資料

◆修理・改修(リフォーム)に利用できる国の制度

(1)長期優良化リフォーム推進事業(国土交通省)

【事業概要】

質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や二世帯同居に資するリフォームを推進するため、「工事前のインスペクションの実施」「一定の性能を満たすリフォーム工事又は三世帯同居改修工事」「リフォーム履歴と維持保全計画の作成」を行う事業を公募し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する一部を補助するものです。

詳しくは、事務局ホームページ(<http://www.choki-r-shien.com>)をご覧ください。

【補助金】 補助率 1/3 補助限度額 100万円/戸

■問合せ先 長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

メール toiwase@choki-r-shien.com

FAX 03-5229-7581、電話 03-5229-7568

(2)住宅ストック循環支援事業【エコリフォーム】(国土交通省)

【事業概要】※事業内容については、事務局ホームページ(<https://stock-jutaku.jp/>)をご覧ください。

■補助金交付に必要な手続

- 補助金を受け取るためには、平成 29 年 3 月 31 日までに補助事業者等の登録を行い、同年 6 月 30 日までに交付申請が必要となります。
- 建設事業者等への補助となりますので、詳しくは建設事業者等又は事務局へご相談ください。

■問合せ先 住宅ストック循環支援事業事務局 電話：0570-069-888

◆高齢者の方が利用できる融資制度(災害復興住宅融資)

(1)親子リレー返済

【制度の概要】

申込本人の子、孫等(直系卑属)又はその配偶者で、定期的収入のある方を後継者(連帯債務者)にすることによって、後継者の申込時の年齢をもとに返済期間の設定ができ、最長35年の返済期間で借り入れが可能な場合があります。

※年齢による最長返済期間：(80歳-「後継者」の申込時の年齢(1歳未満は切上げ))

(2)親孝行ローン

【制度の概要】

被災した家屋に居住していた親(満60歳以上の父母・祖父母等)が居住するため、子が住宅を建設するための費用に対する融資制度です。親孝行ローンをご利用いただいた場合、子(申込本人)は、債務者となりますが、融資住宅に居住する必要はありません。また、申込本人(子)は、持分を必ず持つていただきますが、持分割合に制限はありません。なお、融資住宅の建設場所は制限がありません。

(3)高齢者向け返済特例制度

【制度の概要】

申込者が満60歳以上の場合に利用できる制度です。毎月の返済は利息のみで、借入金の元金は、相続人が申込人の死亡時に自己資金等で一括返済するか、担保提供された融資住宅と敷地を売却することによってご返済いただきます。なお、この制度は、通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、担保評価による融資額の上限があるなど、この制度特有の取扱いがあります。

	毎月の返済額	1年間の返済額
高齢者向け返済特例制度	25,000円	300,000円

※借入金額1,000万円、金利3.0%(年)で試算した場合の返済額の例

参考資料

(4) その他 (収入合算の利用)

【制度の概要】

「収入合算」とは、申込本人の年収に加えて、連帯債務者の年収を合算した上で、繰返済負担率を計算する制度です。同居しない連帯債務者の年収を合算できる場合があります。また、複数名の収入合算もできます。年金収入のみでは繰返済負担率から工事費余額の融資を受けることが困難な場合でも、収入合算を行うことで、全額融資が可能となる場合があります。

■問合せ先：住宅金融支援機構お客さまコールセンター

〈災害専用ダイヤル〉0120-086-353 (通話料無料)

●年齢による最長返済期間

「80歳」-「次のいずれかのうち年齢が高い方の申込時の年齢(1歳未満切上げ)」

- └ 申込本人
- └ 収入合算者 (収入合算する場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の5割を越える場合のみ)

※親子リレー返済を利用する場合は、「80歳」-「後継者の申込時の年齢(1歳未満切上げ)」

【例1】申込本人(満61歳)が単独で建設資金(木造(耐久性))を申込んだ場合

- ①元金措置期間を設定しない場合
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 申込区分、構造等による最長返済期間 | 35年 |
| 年齢による最長返済期間 | 18年(80歳-62歳(1歳未満切上げ)) |



10年~18年(1年単位)の範囲で返済期間を設定できます。

- ②元金措置期間(3年)を設定する場合
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 申込区分、構造等による最長返済期間 | 35年 |
| 年齢による最長返済期間 | 18年(80歳-62歳(1歳未満切上げ)) |
| 元金措置期間を除く返済期間 | 15年(18年-3年(元金措置期間)) |



3年の元金措置期間の後に10年~15年(1年単位)の範囲で返済期間を設定できます。

【例2】申込本人(満30歳)の収入が400万円、収入合算者(満55歳)の収入が600万円のお申込の場合(建設資金(木造(耐久性))の場合)

- ①収入合算者の年収(600万円)を全額合算する場合
収入合算者の年齢が基準となるので 24年(80歳-56歳(1歳未満切上げ))



10年~24年(1年単位)の範囲で返済期間を設定できます。

- ②収入合算を300万円(600万円の5割)以下とする場合
申込本人の年齢が基準となるので 35年(申込区分・構造等による最長返済期間)
(80歳-31歳(1歳未満切上げ))



10年~35年(1年単位)の範囲で返済期間を設定できます。

その他

◆住宅耐震化推進事業(耐震診断士の派遣)

戸建木造住宅の所有者等が当該住宅の耐震診断を実施する際に、県が耐震診断士を派遣します。

●対象建築物

次のいずれかに該当する熊本県内にある戸建木造住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ② 昭和56年6月1日以降に着工したもののうち、平成28年熊本地震により罹災したことを確認できるもの

●補助対象経費

住宅の図面がある場合 5,500円(費用6万円のうち5万4,500円を県が負担します。)

住宅の図面がない場合 19,000円(費用8万7千円のうち6万8,000円を県が負担します。)

※ 図面がある場合:現況と図面が一致し、寸法または筋かいの位置・仕様が明示されている場合

※ 別途、振込手数料が必要です。

☎ 問合せ先 熊本県建築課 096-333-2535

◆「くまもと型復興住宅」を活用した被災住宅の自力再建について

くまもと型復興住宅とは、地震に強く、県産木材などの地域産材を使用した良質でコスト低減に配慮した、地域の工務店等の施工による木造住宅です。県では、被災者の住宅再建を支援するため、県内の住宅・建築関係団体や木材関係団体と連携し、このくまもと型復興住宅を普及することとしました。

この取組みとして、県では、益城町テクノ仮設団地に3棟のモデル住宅を建設することとし、既に2棟の住宅を公開しています。また、関係団体等からなる熊本県地域型復興住宅推進協議会では、くまもと型復興住宅の建設に取り組む工務店等のグループ(地域生産者グループ)を募集し、提案のあった住宅をガイドブックに取りまとめ、情報提供を行っています。

◆畳のプレゼントについて

八代東ロータリークラブから、「くまもと型復興住宅」を新築される方々に熊本県産畳表を使った畳(8畳を上限、1畳あたり)2万円以内のものがプレゼントされます。

応募要件、申込書等は、ホームページ(<http://yatsushiro-east.a.la9.jp/>)を参照ください。

	応募期間
第1回	平成29年5月17日～5月29日
第2回	平成29年8月21日～9月4日

☎ 申込み・問合せ先

八代東ロータリークラブ 0965-35-1211(水～金曜日の10:00～15:00)

□ 連絡先一覧 □

☞あなたが受給できる支援金の申請を忘れていませんか？

制 度 名	連 絡 ・ 問 合 せ 先	電 話 番 号
被災者生活再建支援制度	嘉島町役場町民課福祉係	096-237-2576
被災宅地復旧支援事業	嘉島町役場建設課管理係	096-237-2619

☞あなたが受給できる義援金の申請を忘れていませんか？

制 度 名	連 絡 ・ 問 合 せ 先	電 話 番 号
義援金	嘉島町役場総務課管財係	096-237-1112

☞住宅を建設・購入・補修するための費用の融資を受けようと考えていますか？

制 度 名	連 絡 ・ 問 合 せ 先	電 話 番 号
災害復興住宅融資	住宅金融支援機構お客さまコールセンター	0120-086-353
住まい復興支援制度	熊本県建築住宅センター（総務企画課）	096-385-0771
住宅再建支援（二重ローン対策）事業	熊本県住宅課	096-333-2547
母子父子寡婦福祉資金	上益城地域振興局福祉課	096-282-0215
生活福祉資金（特例貸付）	熊本県社会福祉協議会民生課	096-324-5475

☞参考資料

制 度 名	連 絡 ・ 問 合 せ 先	電 話 番 号
地域型住宅グリーン化事業	地域型住宅グリーン化事業評価事務局	03-3560-2886
住宅ストック循環支援事業 （エコ住宅への建替え）	住宅ストック循環支援事業事務局	0570-069-888
長期優良化リフォーム推進事業	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室	03-5229-7568
住宅ストック循環支援事業 （エコリフォーム）	住宅ストック循環支援事業事務局	0570-069-888
親子リレー返済	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター	0120-086-353
親孝行ローン		
高齢者向け返済特例制度		

☞その他

制 度 名	連 絡 ・ 問 合 せ 先	電 話 番 号
住宅耐震化推進事業 （耐震診断士の派遣）	熊本県建築課	096-333-2535
畳のプレゼント	八代東ロータリークラブ	0965-35-1211 （水～金 10時～15時）